



三交安第9号の2  
平成22年4月23日



全国海運組合連合会 会長 殿

第三管区海上保安本部長

牛島 清



### 濃霧による狭視界時の海難防止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当庁が行っております海難防止のための航行安全対策について、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝いたします。

さて、平成21年中に当管内において発生した視程1,000メートル以下の狭視界時における海難を見ますと、衝突海難が3件(6隻)、乗揚げ海難が3件(3隻)と一桁台に減少し、平成18年の24隻からは大きく下回ったことから、一定の効果は得られたと考えられます。

しかしながら、発生原因を分析してみますと、狭視界時となっているにもかかわらず継続監視や見張りを強化するなどの安全運航のための基本的事項を励行されていないなど、例年と同じく、人為的な運航の過誤によるものがそのほとんどを占めており、これから霧の発生しやすい季節を迎えるにあたり、狭視界時における衝突等の海難発生が懸念されるところです。

このため、当管区におきましても、海難防止講習会及び訪船指導等あらゆる機会をとらえ、海難防止指導を強化するとともに、東京湾海上交通センターからのきめ細かな情報提供や霧通報による情報提供等の措置を講じることとしております。

つきましては、皆様方におかれましても、傘下の船舶乗組員等関係者の方々に、特に、下記の安全運航のための基本的事項の遵守につきまして、周知、指導していただくとともに、海上衝突予防法に定められた航法や関係法令の遵守等狭視界時海難の防止について、海陸一体となって取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 気象海象を早期に把握し、十分余裕のある航海計画の立案に努める。
- 2 深夜の時間帯に運航する場合は、周囲の状況及び他船の状況に細心の注意

- を払う。
- 3 狭視界時には、状況に応じた適切な見張りを励行する。  
特に、レーダー、A I S（船舶自動識別装置）等を有効かつ適切に利用すること。また、状況に応じ、適切な見張り員の配置を行う。
  - 4 状況に応じた安全な速力で航行する。
  - 5 十分余裕のある時期に適切な避航動作の実施及び相手船が十分遠ざかるまで他船動静の連続的な監視を行う。
  - 6 霧中信号を励行する。
  - 7 船長は、船橋当直者に対し、自船の周辺海域が狭視界となった際の報告の徹底を図る。
  - 8 海上保安庁が提供する霧通報、M I C Sによる情報を有効に活用する。